

令和5年3月3日

担当課：総務事務厚生課  
調達班  
内 線：2523  
直 通：092-643-3092  
担 当：富松、永田

## 指 名 停 止 措 置 状 況 書

### 指名停止措置の概要

1 指名停止措置物品業者：

- ①住所 東京都豊島区北大塚1-21-5  
商号又は名称 (株)セレスポ  
②住所 東京都港区西新橋一丁目1番1号  
商号又は名称 株式会社東急エージェンシー

2 指名停止の期間：

令和5年3月2日から令和5年9月1日まで（6箇月間）

3 事実概要：

公正取引委員会は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、令和5年2月28日、(株)セレスポ等6社を検事総長に告発した。

4 指名停止の理由：

上記の事実は、「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」別表その2第6号に定める措置要件に該当する。

【指名停止等措置要綱 別表その2第6号該当】

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した物品購入等の契約に係る業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6箇月以上12箇月以内